

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【公開番号】特開2018-40769(P2018-40769A)

【公開日】平成30年3月15日(2018.3.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-010

【出願番号】特願2016-176953(P2016-176953)

【国際特許分類】

G 01 M 13/04 (2019.01)

G 01 N 23/2055 (2018.01)

【F I】

G 01 M 13/04

G 01 N 23/205 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月27日(2019.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

軸受部品の寿命診断方法であつて、

複数個の試験用の軸受部品の各々について、故障破壊するまで複数回の転動疲労試験を行なうステップと、

前記故障破壊が発生したときの前記試験用の軸受部品の残留応力とミクロ応力との和である前記試験用の軸受部品の合成応力を求めるステップと、

前記複数個の試験用の軸受部品についての、前記複数回の転動疲労試験における総負荷回数と前記合成応力との関係に基づいてS-N曲線を求めるステップと、

診断用の軸受部品の残留応力とミクロ応力との和である前記診断用の軸受部品の合成応力を求めるステップと、

前記診断用の軸受部品の合成応力と前記S-N曲線に基づいて、前記診断用の軸受部品の寿命を求めるステップとを備えた、軸受部品の寿命診断方法。

【請求項2】

前記試験用の軸受部品の合成応力を求めるステップは、

前記試験用の軸受部品の表面形状の測定結果から前記試験用の軸受部品のミクロ応力を求めるステップを含む、請求項1記載の軸受部品の寿命診断方法。

【請求項3】

前記試験用の軸受部品の合成応力を求めるステップは、

前記試験用の軸受部品のX線回折結果から前記試験用の軸受部品の残留応力を求めるステップを含む、請求項1記載の軸受部品の寿命診断方法。

【請求項4】

前記診断用の軸受部品の合成応力を求めるステップは、

前記診断用の軸受部品の表面形状の測定結果から前記診断用の軸受部品のミクロ応力を求めるステップを含む、請求項1記載の軸受部品の寿命診断方法。

【請求項5】

前記診断用の軸受部品の合成応力を求めるステップは、

前記診断用の軸受部品のX線回折結果から前記診断用の軸受部品の残留応力を求めるス

テップを含む、請求項 1 記載の軸受部品の寿命診断方法。

**【請求項 6】**

前記 S - N 曲線は、複数個の第 1 種定数と、故障破壊までの負荷回数 N と、前記合成応力 S を含む式で表され、かつ前記合成応力 S を表す式は、複数個の第 2 種定数を含み、

前記 S - N 曲線を求めるステップは、

各試験用の軸受部品について、前記故障破壊するまでの前記複数回の転動疲労試験の負荷回数の合計を N とし、前記故障破壊したときの合成応力を S とした 1 つのサンプルを得るステップと、

前記複数個の試験用の軸受部品についての前記サンプルを用いて、前記複数個の第 1 種定数および前記複数個の第 2 種定数の値を推定するステップとを含む、請求項 1 記載の軸受部品の寿命診断方法。

**【請求項 7】**

前記式は、式(1)で表され、A、B、S<sub>f</sub> は定数である、  
【数 1】

**【数 1】**

$$\log N = A + B(S - S_f) \quad \dots(1)$$

請求項 6 記載の軸受部品の寿命診断方法。

**【請求項 8】**

前記寿命に基づいて、前記診断用の軸受部品が交換を要するか否か、または交換時期を通知するステップをさらに備える、請求項 1 記載の軸受部品の寿命診断方法。

**【請求項 9】**

前記試験用の軸受部品の表面に存在する油膜の厚さと前記表面の形状の測定結果から得られる油膜パラメータが所定値以下のときに、前記試験用の軸受部品の合成応力を求めるステップが実行される、請求項 1 記載の軸受部品の寿命診断方法。

**【請求項 10】**

前記診断用の軸受部品の表面に存在する油膜の厚さと前記表面の形状の測定結果から得られる油膜パラメータが所定値以下のときに、前記診断用の軸受部品の合成応力を求めるステップが実行される、請求項 1 記載の軸受部品の寿命診断方法。

**【請求項 11】**

軸受部品の寿命診断装置であって、

複数個の試験用の軸受部品の各々について、故障破壊するまで複数回の転動疲労試験を行なったときに前記故障破壊が発生したときの前記試験用の軸受部品の残留応力とミクロ応力との和である前記試験用の軸受部品の合成応力を求め、診断用の軸受部品の残留応力とミクロ応力との和である前記診断用の軸受部品の合成応力を求める合成応力算出部と、

前記複数個の試験用の軸受部品についての、前記複数回の転動疲労試験における総負荷回数と前記試験用の軸受部品の前記合成応力との関係に基づいて S - N 曲線を求める S - N 曲線算出部と、

前記診断用の軸受部品の合成応力と前記 S - N 曲線に基づいて、前記診断用の軸受部品の寿命を求める診断部とを備えた、軸受部品の寿命診断装置。

**【請求項 12】**

軸受部品の寿命診断プログラムであって、

コンピュータに、

複数個の試験用の軸受部品の各々について、故障破壊するまで複数回の転動疲労試験を行なったときに、前記故障破壊が発生したときの前記試験用の軸受部品の残留応力とミクロ応力との和である前記試験用の軸受部品の合成応力を求めるステップと、

前記複数個の試験用の軸受部品についての、前記複数回の転動疲労試験における総負荷回数と前記試験用の軸受部品の合成応力との関係に基づいて S - N 曲線を求めるステップと、

診断用の軸受部品の残留応力とミクロ応力との和である前記診断用の軸受部品の合成応力を求めるステップと、

前記診断用の軸受部品の合成応力と前記 S - N 曲線に基づいて、前記診断用の軸受部品の寿命を推定するステップとを実行させる、軸受部品の寿命診断プログラム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

好ましくは、S - N 曲線は、複数個の第 1 種定数と、故障破壊までの負荷回数 N と、合成応力 S を含む式で表される。合成応力 S を表す式は、複数個の第 2 種定数を含む。S - N 曲線を求めるステップは、各試験用の軸受部品について、故障破壊するまでの複数回の転動疲労試験の負荷回数の合計を N とし、故障破壊したときの合成応力を S とした 1 つのサンプルを得るステップと、複数個の試験用の軸受部品についてのサンプルを用いて、複数個の第 1 種定数および複数個の第 2 種定数を推定するステップとを含む。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

好ましくは、式は、式(1)で表される。A、B、S<sub>f</sub>は定数である。